



広報

FUKAURA

ふかうら

No.499

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

鯉ヶ沢病院からの お知らせ

電子カルテシステムメンテナンス作業のため、救急外来の診療を一時休止させていただきます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

◆救急外来診療休止日時

2月6日（金） 17時～22時

※メンテナンス作業が終わり次第、診療を開始いたします。

□問合せ先

つがる西北五広域連合

鯉ヶ沢病院

TEL 72-3111

スノーフェスティバル

開催のお知らせ

旧木造高校深浦校舎の広いグラウンドで雪上競技を楽しみましょう！参加者全員で楽しめる競技ですので、ぜひ家族みなでお越しください。

参加のお申し込みは、下記のQRまたは電話で受け付けます。

◆日時

2月11日（水・祝） 9時～13時

◆集合・受付場所

町民体育館

◆募集人数
町民50人程度

（小学生以下は保護者同伴）

◆参加料 1人 100円

◆持ち物・服装

帽子、手袋、長靴、着替え、飲み物、おにぎり（必要に応じて）

冬の野外活動に適した服装でお越しください。

◆競技種目

そり引きリレー・大雪玉転がし・雪中宝探し・雪山フラッグなど、楽しい競技がたくさんあります。（参加人数、天候等で変更する可能性あり）

※荒天等で中止の場合は、前日の17時以降に順次ご連絡します。

◆申込期間

1月16日（金）から
2月2日（月）正午まで

◆申込方法

申込はこちらから



□問合せ先

深浦町教育委員会

教育課 社会教育係

TEL 74-4419

「老後のために知っておきたいお金と暮らしの話」 受講者募集のお知らせ

シニア層（60歳以上）を対象として、人生100年時代における老後の資産運用や終活、成年後見人制度や贈与・相続、金融トラブルなどについて広く学べる講座を開催します。受講料は無料です。

◆日時

2月4日（水）
13時30分～15時

◆会場

深浦町公民館 大会議室

◆定員

20人程度

◆申込方法・締切

深浦町公民館へ1月30日（金）までに直接お申し込みください。

◆共催

深浦町連合婦人会

□申込・問合せ先
深浦町公民館

TEL 74-2031

FAX 82-0858

**深浦町定住促進住宅
苗代沢住宅の
入居者を募集します**

入居を希望される方は、次の内容を確認のうえ、お申し込みください。

◆住宅の概要

○所在地

深浦町大字深浦字苗代沢29-7
（旧東北電力サービスマンセンター
近く）

○住宅の構造・間取り

木造2階建て、一戸建て住宅

3LDK

1・2階合わせて99・64㎡

○主な設備等

冷暖房エアコン（居間1台）、電
気温水器、IHクッキングヒーター

○家賃・敷金

家賃…月額4万円

敷金…家賃2か月分（8万円）

◆募集戸数 1戸（1世帯）

◆入居時期

2月27日（金）以降

◆受付期間

1月16日（金）から
2月16日（月）まで

◆入居資格

入居するための要件があります。詳しくは町ホームページをご確認ください。

◆申込方法

入居申込書に必要な書類を添付して建設水道課に提出してください。申込書・必要書類は町ホームページをご確認ください。

◆留意点

申込者多数の場合は選考のうえ、入居者を決定します。見学を希望する場合は、問合せ先までご連絡ください。

町HPはこちらから▼



□問合せ先

建設水道課 管理係

Tel 74-4413



**令和8・9年度
入札参加資格申請書
受付のご案内**

令和8・9年度に深浦町が発注する建設工事等の一般競争（指名競争）入札に参加するためには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。資格審査を希望される方は、入札参加資格審査の申請を行ってください。

※原則として、期間外の受付（随時受付）はしていません。

◆受付対象

- ① 建設工事
- ② 測量・コンサルタント等
- ③ 物品製造・役務の提供等

◆受付期間

2月2日（月）から
2月27日（金）まで

※土・日・祝日を除く

8時15分から17時まで

※正午から13時までを除く

◆受付場所（提出先）

〒03812324
青森県西津軽郡深浦町大字深
浦字苗代沢84番地2

令和8・9年度に深浦町が発注する建設工事等の一般競争（指名競争）入札に参加するためには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。資格審査を希望される方は、入札参加資格審査の申請を行ってください。

◆提出方法

深浦町役場建設水道課管理係
持参又は郵送（2月27日消印有効）

受領書が必要な場合は、返信用封筒（切手貼付）又は返信用ハガキを同封してください。

◆有効期間

2年間（令和8年4月1日から
令和10年3月31日まで）

◆提出書類

受付対象ごとに必要書類が異なります。詳しくは、町ホームページ掲載の受付要領をご確認ください。

町HPはこちらから▼



□問合せ先

建設水道課 管理係

Tel 74-4413

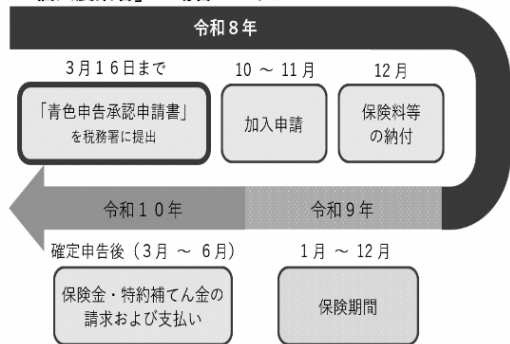


農業経営収入保険の 加入について

農業経営収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、令和6年の制度改正により、1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和8年から青色申告をされる方であれば、令和9年1月から加入できます。

●令和9年に青色申告1年分のみで新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール



□問合せ先

TEL 0173-3311513
N O S A I 青森 津軽支所

浄化槽・汲み取り式 トイレをご利用の皆様へ

トイレにトイレペーパー以外のものを流さないでください。また、シンクに油や調理くずを流さないでください。

浄化槽や汲み取りの便槽の中に新聞、紙おむつ、布切れ、たばこ、生理用品、衛生用品、廃油などの異物が混入していると、バキューム車のホースが詰まったり、し尿処理施設の配管が詰まったり、し尿や汚泥の処理ができなくなります。

合併浄化槽の場合、台所や洗面所のシンクへ廃油や調理くずなどを流すことも同様です。

トイレやシンクに異物を流すことがないよう、ご協力をお願いします。

◆主な異物の例

下着類、タオル、おむつ、生理用品、たばこの吸い殻など

□問合せ先

TEL 82-0036
西海岸衛生処理組合事務局

農地の権利移転や 転用等について

農地法などの法律により、自分の所有地であっても無断で所有権移転（売買や贈与）ができません。次のようにお考えの場合は、農業委員会事務局及び農業委員、農地利用最適化推進委員へご相談ください。

- 期間を要する場合がありますので、お早めにお申し出ください。
- 農地の売買、貸し借りなどの場合
- 所有農地を農地以外に開発する転用を行いたい場合
- 他の人の所有農地を転用して開発を行いたい場合
- 農地の相続等の登記が完了した場合

※登記が完了したら速やかに届出してください。

○農地の賃貸借契約を解約する場合

□問合せ先

TEL 74-4420
農業委員会

禁煙外来治療費を 助成します

禁煙したいと思っても、なかなか禁煙できずにいる方を支援します。禁煙外来治療費の一部を助成します。詳しくは問合せ先までご連絡ください。

◆対象者

- 次の項目全てに当てはまる方
- ・深浦町に住所のある方
- ・禁煙外来治療の開始前に町（健康推進課）に事前届出をしている方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方
- ・禁煙外来治療において、禁煙治療を完了した方（保険適用外も対象）

◆助成金額

禁煙外来治療に要した費用のうち、本人負担額の2分の1（上限3万円）を助成

□問合せ先

TEL 82-0288
健康推進課



**マイナンバーカードで
自宅から
スマホでe-Tax**

◆e-Tax申告方法

確定申告書等作成コーナーから作成することができます。

詳細はこちらから▼



◆申告書作成会場を開設します

○場所 五所川原税務署2階

○期間

2月16日(月)～3月27日(金)

※土、日、祝日を除きます。

贈与税の申告相談は、火・木曜日

(2月24日を除く)に行います。

3月30日(月)以降は、1階事務

室で行います。

○開場 9時

※入場整理券がなくなり次第終了(最終配付16時)

○対象

所得税、消費税、贈与税の申告書を作成される方

○申告期限

所得税・贈与税…3月16日(月)

所得税・贈与税…3月16日(月)

消費税…3月31日(火)

○その他

マイナンバーカードとスマートフォンを使用し、ご自身で申告書等を作成していただきます。

作成していただきます。

作成していただきます。

□問合せ先

五所川原税務署

個人課税第一部門

Tel 0173-34-3136

**県税納税証明書の
お知らせ**

お知らせ

県税(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等)の納税額または未納額がないことの証明書の交付申請を受け付けています。

納税証明書は、納税者の皆さんの大切な情報を証明するものです。窓口での確認を厳正に行っていますので、ご協力をお願いします。

郵送による交付申請もできます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼

県HPはこちらから▼



□問合せ先

青森県西北県税事務所

納税管理課

Tel 0173-34-2111

**「解決の糸口を見つけ
に行こう!」相談会**

専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけてみます。

◆日時 2月28日(土)

10時～16時

◆場所 信用生協弘前事務所

◆対象の相談

①お金の問題(多重債務問題など)、②遺産相続、③不動産売買、④税金等公共料金の滞納、⑤DV・離婚問題、⑥その他くらしに関する悩み事

◆相談料 無料

※ただし事前の予約が必要です。

□予約・問合せ先

信用生協 弘前事務所

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

Tel 0120-102-354

**住民観光意識調査への
ご協力をお願い**

ご協力をお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知るためのものです。いただいた回答は、津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

◆特典

アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、3か月ごとに15名様へ津軽地域の特産品セット(3,000円相当)をプレゼントいたします。

◆調査期間 2月末まで

※アンケートの回答は、お一人様1回までとさせていただきます。

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼



□問合せ先

(一社) CLANPEONY 津軽

Tel 0172-88-6090

メール cptsugaru@gmail.com

**相続登記の申請が
義務化されました**

令和6年4月1日から、これまで任意だった相続登記が法律上義務化されました。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認するか最寄りの法務局や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

法務省HPはこちら▼



□問合せ先

青森地方法務局登記部門

Tel 0177-77616231

青森地方法務局五所川原支局

Tel 0173-3412330

**住所・名前の変更登記が
義務化されます**

令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されます。

所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。

令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていた必要があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認するか最寄りの法務局や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

法務省HPはこちら▼



□問合せ先

青森地方法務局登記部門

Tel 0177-77616231

青森地方法務局五所川原支局

Tel 0173-3412330

**法務局の自筆証書遺言書
保管制度を
ご利用ください**

皆さまが作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができます。遺言書があれば自身の財産を確実にご家族などに託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止できます。

遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもあります。

遺言を検討されている方は、ぜひこの制度をご利用ください。

詳しくは、法務省ホームページを確認するか最寄りの法務局へお問い合わせください。

法務省HPはこちら▼



□問合せ先

青森地方法務局供託課

Tel 0177-77616231

青森地方法務局五所川原支局

Tel 0173-3412330



日本郵便 「簡易郵便局長」 募集中！



有料広告

以下の簡易郵便局の業務を受託していただける方を募集しています。

大戸瀬簡易郵便局（田野沢汐干浜付近）

他にも、鯨ヶ沢町、つがる市などでも募集しています。

**詳細は弊社HPを
ご覧ください。**



■お問い合わせ先■

日本郵便株式会社 東北支社 経営管理部 簡易局担当 <受付時間 9:00~17:00>

〒980-8797 仙台市青葉区一番町1-1-34 TEL: 022-267-7186 月~金（祝日、12/29~翌年1/3を除く）

令和8年度町県民税等の申告相談を行います

- **申告期間** 令和8年2月6日（金）～3月16日（月）※土・日曜日・祭日は除く。
（3月4日（水）と3月11日（水）は、システムデータ更新のため申告受付は行いません。）
- **受付時間** 9：00～15：30（11：30～13：00は休憩時間）
- **申告会場** 会場及び申告相談日程表は別紙を参照してください

令和7年1月1日～令和7年12月31日の収入や所得控除等について申告してください。申告期間中は会場が混雑しますので、申告相談に必要な書類は、事前に整理・集計しておくとともに、その内容について答えることができる方が申告して下さるようお願いいたします。

なお、申告していないと、所得証明書などの交付や国民健康保険税、各種福祉関係の料金算定・軽減・支給などの判定ができない場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告してください。

◆ 申告が必要な方（令和8年1月1日現在、深浦町に住所があり、次に該当する方）

- ① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方
- ② 給与所得者で、会社で年末調整していない方や、2ヶ所以上の会社から給与を受けた方
- ③ 給与または公的年金等の収入があった方で、ほかにも収入があった方
- ④ 給与または公的年金等の収入があった方で、源泉徴収票に記載されていない生命保険料控除・社会保険料控除・扶養控除、または医療費控除や寄付金控除・雑損控除などを受けようとする方
- ⑤ 令和7年中に会社を退職した方
- ⑥ 国民健康保険に加入している方
- ⑦ 公共事業（県や町等）や個人で土地等を売った方
- ⑧ インボイス発行事業者



帳簿や領収書などの整理をお願いします



◆ 申告が不要な方

- ① 税務署に所得税の確定申告をした（する）方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書（年末調整済）が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ③ 公的年金等の収入のみの方で、年金支払者から町に公的年金支払報告書が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ④ 遺族・障害年金の収入のみの方（他の所得がある場合は、申告が必要となります。）

◆ 申告に必要な書類等

- ① マイナンバーカード（※作成されていない方は通知カードと身元確認書類（運転免許証等）が必要です。）
- ② 給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- ③ 上記②以外の方は、所得金額の計算に必要な帳簿書類、領収書等（収入と支出がわかるもの）
- ④ 生命保険や地震保険に加入している方は、控除証明書
- ⑤ 国民健康保険等に加入している方は、領収書
- ⑥ 国民年金に加入している方は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
- ⑦ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書。

※医療費控除の明細書は、役場税務会計課・大戸瀬支所・岩崎支所にございますので、申告前に必要事項を記入し、申告会場へ持参願います。

- ⑧ 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または療育手帳等
- ⑨ マスク（必ず着用する必要はございません。自己判断で着用願います。）
- ⑩ その他必要と思われる関係書類

※税務署から確定申告に係る通知ハガキが送付された方は、申告会場に必ず持参してください。

※給付金等を受給されている方は、給付額が分かるもの（通帳等）及び支給決定通知書を持参してください。

※令和4年分の確定申告で雑損控除を適用した方（令和4年8月の大雨で家屋・家財・車両を被災した方）は、関係書類の持参は不要ですが、今年も申告会場に必ず申告を行ってください。繰越控除額が適用できます。

◀ 申告に関するお問合せ先 ▶ 税務会計課 税務係 TEL74-2114（直通）

町 県 民 税 等 申 告 相 談 日 程 表

月	日	曜	対象地区	受付時間	場 所	
2 月	6	金	岩 坂 ・ 柳 田	9:00～11:30 13:00～15:30	大 戸 瀬 支 所 1 階 会 議 室	
	9	月	北金1区 ・ 北金2区			
	10	火	北金3区 ・ 関			
	12	木	晴 山 ・ 田 野 沢			
	13	金	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	16	月	沢 辺	9:00～11:30 13:00～15:30	岩 崎 支 所 1 階 会 議 室	
	17	火	岩 崎 下 ・ 岩 崎 中			
	18	水	岩 崎 上 ・ 松 神			
	19	木	正 久 ・ 黒 崎			
	20	金	森 山 ・ 大 間 越			
	24	火	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	25	水	風 合 瀬 ・ 長 慶 平	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー	
	26	木	轟 木 ・ 松 原			
27	金	相 野 山 ・ 塩 見 崎				
2	月	広 戸 ・ 東 野				
3	火	横 磯 ・ 舩 作	システムデータ更新のため、申告受付はできません。			
4	水					
5	木	3 区 ・ 4 区				
6	金	6 区 ・ 7 区				
3 月	9	月	川 原 町 ・ 崎 の 町	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー	
	10	火	5 区 ・ 12 区	システムデータ更新のため、申告受付はできません。		
	11	水				
	12	木	<町内全地区>			
	13	金	<町内全地区>	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー	
	16	月	<町内全地区>			

※当日の朝に風邪のような症状又は37.5度以上の熱がある場合は、他の日に申告していただくようお願いいたします。

※各会場とも開始直後が混雑しますので、可能な方は時間をずらしておいで下さるようお願いいたします。

◆お問合せ先：税務会計課 電話74-2114<利用時間 平日の8:15～17:00まで>

**「高等教育修学支援資金」貸付受付中
～進学者を支援します～**

大学、短期大学や専門学校等に進学、または、在学中の方への経済的支援を図るため、高等教育修学支援資金の貸与を実施しています。

次のとおり受付しますので、希望される方はお申し込みください。

◆制度の内容

【大学生及び大学院生、短期大学生及び同等の学校】

- ・貸与金額 月額4万円以内
- ・貸与期間 2～6年間（在学期間中）※年度毎の貸与
- ・償還期間 貸与終了後直ちに償還が始まり、貸与期間と同期間から2倍までの期間内（例：4年間貸与の場合は、8年以内で償還）
- ・利 子 無利子
- ・貸与者数 大学生、大学院生、短期大学生及び同等の学生 20人以内
- ・対象者 町に引き続き6か月以上居住している者の子等

◆申込期限 3月18日（水）まで

◆申込方法

町教育委員会（役場3階）、町民課総合窓口（役場1階）、大戸瀬支所、岩崎支所に備え付けの「修学支援資金貸与申請書」に以下の書類を添えて町教育委員会へ提出。

○入学許可書（申請の段階では合格通知書で可）、または、在学証明書の写し

◆貸付条件

貸与は同一世帯内で1人（借り受け中の方がいる期間は、新規貸与しません）

◆貸付方法

資金を借り受ける学生自身の預金等口座へ3か月ごと（4・7・10・1月）に振り込みします。

◆保証人など

資金の借入者は当該学生となり、保証人として保護者、他に連帯保証人1名が必要です。

また、連帯保証人は、原則、町内在住者で現在所得のある方をお願いしています。

町内在住者に連帯保証人がいない場合は、ご相談ください。

◆貸付の決定

町貸与審査会において審査の上、貸与者を決定し、4月上旬に通知します。

貸与決定後、借用証書作成にあたり、申請者、保証人、連帯保証人3者の印鑑登録証明書が必要となります。当該学生の印鑑登録がお済でない場合は、印鑑登録手続きが必要です。

□問合せ先 深浦町教育委員会 教育課 学務係
TEL 74-4419（直通）